

代理権授与通知書

代理人

住所

氏名

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日生

上記の者に下記の権限を委任しましたので通知します。

基山町長 様

令和 年 月 日

住所 佐賀県三養基郡基山町

氏名

登録する
印

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日生

(来庁できない理由：)

記

- 1 印鑑登録の申請
- 2 印鑑登録廃止の申請
- 3 印鑑登録証の亡失届
- 4 印鑑登録証の受領

印鑑登録の代理申請の要領について

印鑑登録は住所地で行います。登録できる印鑑は、1人一つです。また、世帯内で同じ印鑑を複数人が登録することはできません。

代理人が手続きをする場合は、照会文書を郵送するため登録出来るまでに2～3日以上の日数を要します。申請方法は以下のとおりです。

- ① (印鑑登録する) 本人が代理権授与通知書を記入、押印し、印鑑登録申請書とともに代理人に渡してください。
- ② 代理人は①を役場住民課窓口に提出してください。
- ③ 後日、役場から(印鑑登録する) 本人に照会文書が郵送されてきますので、(印鑑登録する) 本人が記入、押印をして代理人に渡してください。
- ④ 代理人は、(印鑑登録する) 本人の署名済みの照会文書、(印鑑登録する) 本人の保険証・登録する印鑑、代理人の保険証・認印をお持ちいただき、役場住民課の受付までおこしてください。

※照会文書には、(印鑑登録する) 本人の署名・登録する印鑑の押印が必要です。代理人の方は、この欄が記入されているか確認し、照会文書及び登録する印鑑をお受け取りください。また、印鑑登録カードを発行時に、本人及び代理人の保険証、代理人の受領印が必要となります。

